



熊本県で高病原性鳥インフルエンザ発生！

平成 28 年 12 月 26 日に熊本県の採卵鶏農場において「高病原性鳥インフルエンザ」が疑われる事例が確認され、27 日に遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。**家きん農場での発生は青森県、新潟県、北海道、宮崎県に続き 7 例目となります。**

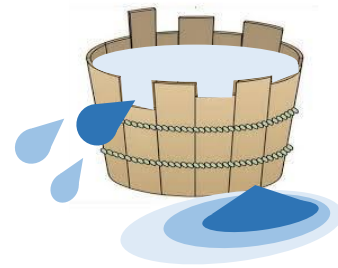
所在地	熊本県 玉名郡南関町
飼養状況	採卵鶏 (約 10 万羽)
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 月 26 日夕方、当該農場から家畜保健衛生所に死亡鶏が増加した旨の通報 ・ 家畜保健衛生所が当該農場への立入検査を行い、鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性を確認 ・ 12 月 27 日、家畜保健衛生所の遺伝子検査で H5 亜型の遺伝子が検出されたことから、疑似患畜と判定

今シーズンは、野鳥等においても全国的に高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されており、12 月 26 日現在で 15 道府県に上り、検出事例は 100 件を超え、過去最多を更新しています。いつでも家きんで発生しても不思議ではありません。

発生予防対策に不十分な項目はありませんか？

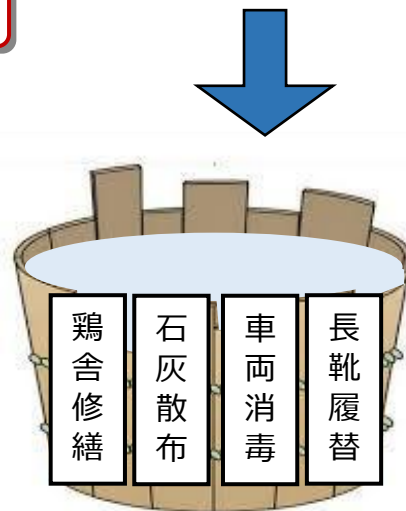
桶に小さな穴や板の短いところがあると水が漏れ出て桶の役割を果たさないように、発生予防対策もひとつでも実施していない項目や不十分な項目があると、そこから対策が破綻します。

ウイルスの侵入を防ぐため、これまでに発行した『家畜衛生情報』を参考に、いま一度点検と対策の徹底をお願いします。



発生予防対策のポイント：再度、点検してください！

- 1. 鶏舎へ野鳥や野生動物を近づけない**
 - ・ 堆肥舎等を含め、鶏舎周辺に餌となるもの(飼料、鶏の死骸等)を放置しない
 - ・ 家きん舎周囲等に消石灰(土壌改良用)を散布する
- 2. 鶏舎へネズミやスズメ等を入れない**
 - ・ 防鳥ネットや壁等の破損部位は確実に修繕する
- 3. 農場へ車、人、水、餌を介して持ち込まない**
 - ・ 農場出入口等では車両、靴等を消毒する
 - ・ 水道水または消毒した水を給与する
- 4. カモ類の飛来地へ近づかない**



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223
上田支所	0268-23-1630	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232	【 異状の通報はこちらへ 】			